

Contents

■ コーポレートガバナンスの状況

内部牽制体制	1
法令等遵守の態勢	1
リスク管理の状況	1

■ お客さま保護等への取り組み

マネー・ローンダリング等防止に向けた取り組み	2
反社会的勢力に対する対応について	2
個人情報保護法への対応について	2
未利用口座管理手数料について	2
ATMによるキャッシュカード支払機能の 一部制限について	3
金融ADR制度への対応	4
金融商品に関する勧誘方針	4

■ 決算状況（単体）

貸借対照表	5
損益計算書	6
剰余金処分計算書	6
最近5年間の主要な経営指標の推移	9
主要な業務の状況を示す指標	9
預金に関する指標	10
役職員一人当たりの実績	10
貸出金等に関する指標	11
信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	12
貸倒引当金の状況	12
貸出金償却の額	12
有価証券に関する指標	13
役職員の報酬体系の情報開示	15

■ 決算状況（連結）

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容	16
---------------------------	----

■ 決算状況（自己資本の充実の状況）

自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項	17
自己資本の構成に関する開示事項	19
定量的な開示事項	
自己資本の充実度に関する事項	21
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等で あるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った 会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	24
信用リスクに関する事項	25
信用リスク削減手法に関する事項	30
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	30
証券化エクスポージャーに関する事項	30
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	31
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	31
金利リスクに関する事項	31

IIDA SHINKIN BANK HOTLINE 2025

ディスクロージャー誌

飯田信用金庫の現況

資料編



飯田信用金庫
IIDA SHINKIN BANK

コーポレートガバナンスの状況

■内部牽制体制

当金庫は、総代会、理事会、監事会、会計監査人等による外部牽制・内部牽制体制のもとで、コーポレートガバナンスの体制強化を図り、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

また、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、当金庫グループは法令・倫理に基づくコンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって取り組んでおります。

飯田信用金庫 内部統制基本方針

1. 当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。
2. 当金庫は理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。
3. 当金庫は金庫及びその子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しております。
4. 当金庫は金庫の理事及びその子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
5. 当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制を整備しております。
6. 当金庫はその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しております。
7. 当金庫は金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

■法令等遵守の態勢

飯田信用金庫及び関連会社は、法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員が信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して行動することをお約束するため「倫理綱領」を定めております。

また、役職員一人ひとりの業務活動が倫理綱領に沿ったものであることを確実にするため、CMS（コンプライアンスマネジメントシステム）の仕組みを構築し、運用しております。

このCMSにおいては、定期的なモニタリングや監査などを組み合わせることでその実効性を確保するとともに、お客さまからお寄せいただくご意見・ご要望・苦情なども、業務改善や経営改善に反映させていただいております。

さらに、毎年の実施結果は、理事会での見直しによって継続的な改善を行っております。

飯田信用金庫 倫理綱領

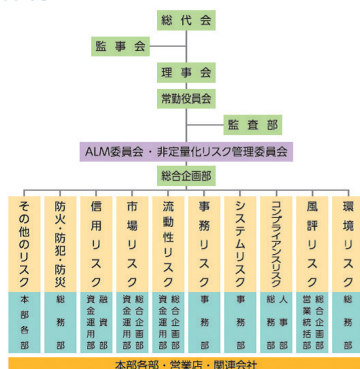
飯田信用金庫及び関連会社は、法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題と位置づけ、これをマネジメントシステムとして確立し、継続的な改善に努める。

1. 飯田信用金庫及び関連会社の役職員・社員は、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
また、お客さまが当金庫及び関連会社との取引に関して期待する利益が不当に害されないよう、適切に管理するための態勢を整備することに取り組む。
4. 経営等の情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 飯田信用金庫及び関連会社の役職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 環境マネジメントシステムの適切な運用により、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業住民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。
9. この倫理綱領は、飯田信用金庫及び関連会社の役職員・社員に周知するとともに、一般に開示する。

■リスク管理の状況

総合企画部を統合的なリスク管理部署として位置づけ、当金庫がさらされるあらゆるリスクに対応する体制を整え、リスク統括規程に基づき状況に対応した適切なリスク管理を行っております。なお、定量化が困難なリスクについては、半期に1度開催する非定量化リスク管理委員会にて把握・管理する体制としており、その内容は理事会に報告しております。

●リスク管理体制



●コンプライアンスリスク管理

当金庫では、平成14年度からISOの手法を取り入れたコンプライアンスマネジメントシステムを構築し、運用しています。法令等遵守の基本方針である「倫理綱領」に基づいて年間の行動計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス教育を行うと同時に、苦情・提案等を積極的に取り込み、改善に努めております。

また、このマネジメントシステムの確実な運用を確保するため、事務検査、内部監査などにより、多角的なチェックを実施しております。

●信用リスク管理

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。また、内部研修の実施や外部研修への派遣により職員の審査能力向上を図るとともに、不動産管理システム及び信用格付システムの導入によって貸出資産の管理にも努めております。有価証券運用に関しては、市場リスク管理規程による限度額管理を行っております。

【資産自己査定の実施】

適正な償却・引当を行うため、資産の自己査定を実施し、リスク量の把握に努め、経営の健全性を確保しております。また、合理性のある査定のため、信用格付制度を導入しております。

●事務リスク管理

当金庫では、日常の事務ミスを未然に防止するため、内部規程の整備を行うとともに内部研修による職員の事務処理能力向上を図る一方、事務の内容によって日次、月次での店内検査実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期発見できる体制を整えております。

また、関連部署では逐一苦情の原因となった事務ミスや事務取扱方法を分析・検討し、事務ミス情報の共有化を図る体制を構築する等、積極的に改善に取り組んでおります。

●市場リスク管理

金融政策の変更により、市場運用環境も変化しておりますが、当金庫では市場リスク管理規程に基づき牽制機能を働かせる中で厳格で健全な運用管理に努め、ALM委員会でリスク量を把握・コントロールする体制としております。

●風評リスク管理

当金庫では、お客さまからのご要望やご不満に素早くお応えするための態勢整備に努めており、お取引店だけでなく本部担当部署も加わって現状の把握と原因の分析による問題解決を図るとともに、再発防止のための施策に反映する仕組みを整えております。

また、みなさまに安心してお取引いただけるよう、経営内容の積極的な開示に努めております。

●流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスク管理会議を開催し、毎週支払準備資産の状況などをモニタリングしているほか、定期的に実施するBCP訓練の現金手配訓練により緊急時対応に備えております。

●システムリスク管理

当金庫では、リスクの所在や種類などを明確にするとともに、厳格なセキュリティ管理と定期的な点検やシステム監査を実施して、安定的な業務遂行のための態勢強化を図っております。また、一般社団法人しんきん共同センターに加盟しており、不測の大規模災害等に備えた万全のバックアップシステムが機能し、万一コンピュータトラブルが発生しても迅速に対応できる仕組みとなっております。

●環境リスク管理

当金庫では、平成12年11月に環境マネジメントシステムISO14001規格の認証を取得、現在は同規格の最新版へステップアップし運用を行っております。具体的には、当金庫業務が環境に与える影響を調査し、環境保護のための施策を立案して実施しているほか、お客さまが当金庫をご利用いただくことによって、環境保護活動にご参加いただけるような商品の開発に努めております。

お客さま保護等への取り組み

■マネー・ローンダリング等防止に向けた取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、マネー・ローンダリング等）の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、総合企画部を統括部署、総合企画部統括理事を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

●マネー・ローンダリング等防止に向けた取り組みの強化について



金融取引の複雑化や犯罪手法の巧妙化に伴い、マネー・ローンダリング等のリスクが高まってきている中、当金庫は、マネー・ローンダリング等を未然に防止するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取り組み強化に努める方針です。

なお、お客さまのお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引』と認識した際は、当金庫は速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うことが義務付けられております。

そのため、今後は金融当局等の指導に基づき、当金庫がマネー・ローンダリング等のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお取引につきましては、通常のお取引よりも厳重な取引時確認を実施させていただくとともに、場合によりましては当該お取引をお断りさせていただく、または一部お取引を制限させていただく場合がございます。

お客さまには一部ご不便をおかけすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●お取引時確認およびお客さま情報の定期的な確認のお願いについて



マネー・ローンダリング等の防止を強化する目的で平成25年4月1日「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されたことに伴い、当金庫では、口座開設等に際して従来の本人確認（氏名、住所及び生年月日等）に加え、お取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）させていただいています。

加えて、お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、当金庫の窓口や郵便等により再度定期的にご確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。

各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引の一部を制限等させていただく場合があります。

また、平成28年10月1日の再改正に伴い、顔写真のない本人確認書類のご提示における追加的な確認、法人のお客さまの実質的な支配者として個人の方まで確認、及び外国政府等において重要な公的地位にある方等の確認などをさせていただいています。

また、平成26年7月1日から米国の外国口座税務コンプライアンス法（通称「FATCA（ファットカ）」）に基づいて、「お客さまが米国人等に該当するか」の確認、平成29年1月1日からは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（略称「実特法」）に基づき、「お客さまが居住者として租税を課される国（居住地域）」はどうかについて確認させていただいています。

併せてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

■反社会的勢力に対する対応について



平成19年6月に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表したのを受け、当金庫では倫理綱領に「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。」ことを明示し、この方針に基づき、取引約款等に「暴力団排除条項」の導入を行うとともに、警察庁、金融庁などと連携を図り、暴力団等反社会的勢力との取引排除に取り組んでいます。

この取り組みを進めるにあたり、当金庫ではお客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確約する書面へのご署名をお願いしています。

お客さまには、お手間をおかけすることとなりますが、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

■個人情報保護法への対応について



平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、当金庫では金融庁、全信協などのガイドライン、実務指針、自主ルールなどを参照し、個人情報の保護と適切な利用に関する考え方及び方針に関する宣言（個人情報保護宣言）の公表や保有個人情報のご本人への開示手続きなどを定めています。

個人情報保護宣言の全文、その他個人情報の取り扱いに関する詳細については、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスターにてご案内しています。

当金庫の個人情報の取り扱いに関してご不明な点がございましたら、お取引店窓口または事務サポート課へお問い合わせください。

【飯田信用金庫 事務サポート課】 ☎395-8611 飯田市本町1-2 TEL.0265 (52) 0211

■未利用口座管理手数料について



当金庫は令和4年2月に、長期間ご利用のない預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設し、令和6年4月より引落しを開始いたしました。

この取り扱いは、長期間ご利用のない預金口座をお持ちのお客さまに未利用口座の存在をお知らせし、口座の再活用をお願いすることで、マネー・ローンダリングなどの犯罪に利用される可能性がある未利用口座の削減と、預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するために取り組むものです。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

対象預金の種類	普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金
対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れまたはお引出し（預金口座のお利息の入金、未利用口座管理手数料の引落としを除く）から2年以上、お預入れまたはお引出しがない口座 ※紛失・盗難などによりご利用停止されている口座も対象となります
対象外となる口座	次のいずれかに該当する場合は対象外とします。 ●該当口座の残高が1,000円以上の場合 ●該当口座と同一店に他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がある場合 ●該当口座と同一店にお借入れがある場合
手数料金額	年間550円（消費税込み）
手数料の引落とし	(1)未利用口座管理手数料の対象となった翌月に、対象のお客さまへ「ご案内」を郵送いたします。 ※「ご案内」が延滞または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2)「ご案内」郵送後、一定期間（2か月）経過後もお預入れ・お引出し・解約等のお取引がない場合、所定の未利用口座管理手数料を対象口座から引落としさせていただきます。 ※一旦引落とししました手数料は、ご返却いたしかねます。
対象口座の自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。 ※解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

ATMによるキャッシュカード 支払機能の一部制限について



振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は後を絶たず、依然として深刻な状況にあります。

特に、ご年配のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取りATMから現金を引出す「カード詐欺」や、ご年配のお客さまをATMへ誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が増加しております。

こうした詐欺被害を防止するための対策として、当金庫では県内金融機関と長野県警察と連携して「特殊詐欺撲滅のための共同宣言」を行い、一部のお客さまにつきましては、ATMによるキャッシュカードを使用したお引出しとお振込みを一部利用制限させていただきまします。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

現金引出限度額の引き下げについて

1.対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用した現金のお引出しの利用をされていない口座のお客さま。

2.内容

上記のお客さまは、ATMにてキャッシュカードを使用した現金お引出しの1日の限度額を10万円とさせていただきます。

3.開始時期

令和4年4月より開始

振込限度額の引き下げについて

1.対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みを利用されていない口座のお客さま。

2.内容

上記のお客さまは、ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みができなくなります。（ATMでの振込限度額が「0円」となります。）

3.開始時期

平成29年6月より開始

ご注意事項

- キャッシュカードによるお預入れは、従来通りご利用いただけます。
- 対象のお客さまは、当金庫に登録された年齢を基に判定させていただきます。
- 現在対象外のお客さまにつきましても、上記「対象となるお客さま」に該当することとなった時点で引出・振込の制限が開始されますのでご注意ください。
- 対象となるお客さまで、引出・振込取引のご利用・限度額の引き上げをご希望される場合、キャッシュカード・お届印・ご本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、平日の営業時間内にお取引店の窓口へお申し出ください。

振り込み詐欺にご注意ください

電話で「お金を支払え、振り込め」などと言われたら、詐欺を疑ってください。また、最近はSNSを使用した「投資詐欺」や「ロマンス詐欺」が増加しています。犯人は複数で劇団のように刑事役、弁護士役などを分担して演じることで被害者を信じ込ませ、お金を騙し取るうとします。

少しでもおかしいなと思われたらお金を振り込む前、手続きする前に、もう一度ご家族やご友人などに確認・相談してください。

また、このような犯罪被害防止のため、当金庫では警察からの要請を受け、大口現金の払い戻しに際してはお使いみちの確認などの「お声掛け」をさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

キャッシュカードや暗証番号のお取り扱いにご注意ください

車上狙い等によりキャッシュカードが盗難に遭い、預金が不正に引き出される被害が社会的問題となっています。キャッシュカード等が盗難に遭ったり紛失されたりした場合は速やかに下記緊急連絡先までご連絡ください。

キャッシュカードが盗難に遭った場合に、暗証番号に生年月日など、類推されやすい番号を使用していたり、暗証番号を記録したメモと一緒に保管していたりすると、不正引き出し被害発生の確率が非常に高くなります。キャッシュカードの暗証番号は当金庫ATMで簡単に変更いただけますので、類推されやすい暗証番号を使用されている場合は変更いただきますようお願いいたします。また、定期的に変更されることをおすすめします。

偽造・盗難キャッシュカードなど被害の補償について

当金庫では、個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し被害に対する補償を行っています。偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し被害に遭われた場合は、各お取引店へご相談ください。

なお、補償に際しては、キャッシュカード・暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況などについて、当金庫の調査にご協力いただくことが必要となります。

お客さまに「故意」、「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、キャッシュカード・暗証番号の管理に十分ご注意ください。

【盗難・紛失時緊急連絡先】

曜 日 等	受付時間帯	連 絡 先	連絡先電話番号
平日	8：30～17：00	各お取引店	各お取引店へお申し出ください。
	上記以外の時間帯	事務部	フリーダイヤル 0120-58-0211
土曜・日曜・祝日	24時間対応		

■金融ADR制度への対応

●お客さまからのご意見等に対する取り組み

当金庫は、金融商品や各種サービスなどに関するお客さまからのご意見、ご相談、苦情、紛争等（以下「苦情等」という）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さま保護とお客さま満足度の向上に努めます。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店と関係部署との連携を図り、迅速・適切かつ公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努め、今後の業務運営に活かしていきます。
4. 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部コンプライアンス課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
5. 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を取引店から行います。
6. お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
7. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
8. 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
9. 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情等は、各お取引店または総務部コンプライアンス課にお申し出ください。

①各お取引店

受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

②担当窓口 総務部コンプライアンス課

電話番号：0120-114-943（フリーダイヤル） 受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

当金庫でお取引いただいているお客さまからの相談や苦情を一般社団法人全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所ならびに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する関東地区しんきん相談所でも、電話、手紙、面談により受け付けています。

③全国しんきん相談所

電話番号：03-3517-5825 受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

④関東地区しんきん相談所

電話番号：03-5524-5671 受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

●紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）、長野県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、各お取引店、総務部コンプライアンス課、または全国しんきん相談所へお申し出ください。

また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。

①東京弁護士会 紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031 受付時間：9：30～12：00、13：00～16：00（土日祝日、年末年始を除く）

②第一東京弁護士会 仲裁センター

電話番号：03-3595-8588 受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00（土日祝日、年末年始を除く）

③第二東京弁護士会 仲裁センター

電話番号：03-3581-2249 受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

④長野県弁護士会 紛争解決センター

電話番号：026-232-2104 受付時間：9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。

【移管調停】当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例）愛知県弁護士会に移管調停する。

■金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等にあたっては、次の事項を守って、適正な勧誘を行います。

1. 私どもは、お客さまの知識、経験、財産の状況およびその金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切でわかりやすい情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、私どもは、お客さまに適正な判断をしていただくために、その金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 私どもは、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて知識の向上に努めます。
4. 私どもは、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に関する勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

決算状況（単体）

財務諸表

●貸借対照表

（単位：百万円）

（資産の部）	第100期 令和6年3月31日現在	第101期 令和7年3月31日現在
現金	7,054	8,129
預け金	97,597	109,476
買入金銭債権	1,065	1,281
有価証券	340,361	319,926
国債	138,620	112,857
地方債	7,697	7,832
社債	81,232	89,282
株式	18,815	18,391
その他の証券	93,994	91,562
貸出金	265,208	267,587
割引手形	761	498
手形貸付	15,039	15,043
証書貸付	238,571	240,830
当座貸越	10,835	11,216
その他の資産	5,224	5,176
未決済為替貸	110	57
信金中金出資金	3,115	3,115
前払費用	0	1
未収収益	966	953
その他の資産	1,031	1,047
有形固定資産	5,010	4,914
建物	2,683	2,573
土地	1,796	1,796
建設仮勘定	62	110
その他の有形固定資産	468	433
無形固定資産	145	98
ソフトウェア	116	69
その他の無形固定資産	29	29
債務保証見返	2,392	2,225
貸倒引当金 （うち個別貸倒引当金）	△ 13,635 （△ 8,315）	△ 13,854 （△ 8,505）
資産の部合計	710,424	704,962

（単位：百万円）

（負債の部）	第100期 令和6年3月31日現在	第101期 令和7年3月31日現在
預金積金	607,232	612,859
当座預金	16,439	15,146
普通預金	230,851	238,124
貯蓄預金	2,069	1,989
通知預金	1,672	1,992
定期預金	334,955	333,274
定期積金	18,621	17,774
その他の預金	2,621	4,556
その他の負債	1,309	1,607
未決済為替借	185	92
未払費用	246	346
給付補填備金	13	16
未払法人税等	324	422
前受収益	139	157
払戻未済金	20	18
職員預り金	302	303
その他の負債	77	249
賞与引当金	161	162
役員賞与引当金	18	18
退職給付引当金	2,015	2,006
役員退職慰労引当金	151	123
睡眠預金払戻損失引当金	50	42
偶発損失引当金	78	119
繰延税金負債	7,723	4,054
債務保証	2,392	2,225
負債の部合計	621,133	623,219
（純資産の部）	第100期 令和6年3月31日現在	第101期 令和7年3月31日現在
出資金	1,017	1,001
普通出資金	1,017	1,001
利益剰余金	64,213	66,387
利益準備金	1,116	1,116
その他利益剰余金	63,096	65,271
特別積立金 （経営基盤強化積立金）	60,300 (1,000)	62,400 (1,000)
当期末処分剰余金	2,796	2,871
処分未済持分	△ 1	－
会員勘定合計	65,228	67,389
その他有価証券評価差額金	24,061	14,353
評価・換算差額等合計	24,061	14,353
純資産の部合計	89,290	81,742
負債及び純資産の部合計	710,424	704,962

●損益計算書

(単位：千円)

	第100期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第101期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
経 常 収 益	10,288,505	12,504,171
資 金 運 用 収 益	9,409,158	10,276,333
貸 出 金 利 息	3,218,376	3,257,325
預 け 金 利 息	106,670	216,836
有価証券利息配当金	6,014,669	6,729,705
その他の受入利息	69,442	72,465
役 務 取 引 等 収 益	712,627	741,374
受入為替手数料	222,791	238,708
その他の役務収益	489,836	502,665
そ の 他 業 務 収 益	72,799	1,378,705
国債等債券売却益	—	1,327,456
その他の業務収益	72,799	51,248
そ の 他 経 常 収 益	93,919	107,758
株 式 等 売 却 益	56,096	63,544
その他の経常収益	37,823	44,214
経 常 費 用	6,967,354	9,484,229
資 金 調 達 費 用	105,685	416,845
預 金 利 息	99,164	409,592
給付補填備金繰入額	4,944	5,770
その他の支払利息	1,576	1,482
役 務 取 引 等 費 用	578,083	585,088
支払為替手数料	68,344	70,483
その他の役務費用	509,739	514,605
そ の 他 業 務 費 用	581,128	3,037,436
国債等債券売却損	101,430	2,608,121
国債等債券償還損	258,551	391,787
国債等債券償却	210,160	25,346
その他の業務費用	10,986	12,180
経 費	4,986,695	5,077,938
人 件 費	3,078,222	3,092,330
物 件 費	1,732,122	1,816,486
税 金	176,350	169,122
そ の 他 経 常 費 用	715,761	366,920
貸倒引当金繰入額	678,637	230,207
貸出金債権売却損	3,471	—
株 式 等 償 却	—	24,896
その他の経常費用	33,652	111,815
経 常 利 益	3,321,151	3,019,942

(単位：千円)

	第100期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第101期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
特 別 利 益	26	715
固 定 資 産 処 分 益	26	715
特 別 損 失	2,719	10,116
固 定 資 産 処 分 損	2,719	10,116
税引前当期純利益	3,318,458	3,010,541
法人税、住民税及び事業税	721,531	893,777
法 人 税 等 調 整 額	429,408	△ 78,109
法 人 税 等 合 計	1,150,940	815,668
当 期 純 利 益	2,167,518	2,194,873
繰越金 (当期首残高)	629,244	676,487
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,796,762	2,871,360

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	第100期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	第101期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,796,762	2,871,360
計	2,796,762	2,871,360

これを次のとおり処分する。

剰 余 金 処 分 額	2,120,274	2,119,986
普通出資に対する配当金 (配当率)	20,274 (年2%)	19,986 (年2%)
特 別 積 立 金	2,100,000	2,100,000
繰越金 (当期末残高)	676,487	751,374

■令和6年6月14日開催の第100期通常総代会および令和7年6月13日開催の第101期通常総代会で報告を行った令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類およびその附属明細書に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月16日

飯田信用金庫
理 事 長

宮 嶋 徹

【貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | 建物 | 3～50年 |
|-----|-------|
| その他 | 3～45年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。
- ・破綻先：破産、特別清算等、法的または形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
 - ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
 - ・破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
 - ・要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権）である債務者
 - ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
 - ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- (1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- (2) 破綻懸念先のうち、与信額や債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額(以下、「未保全額」という。)が一定額以上の大口債務者に係る債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。これ以外の債務者に係る債権については、未保全額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。
- (3) 要管理先のうち、与信額や未保全額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
- (4) 上記(3)以外の要管理先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を、また要管理先以外の要注意先及び正常先に係る債権については、今後1年間もしくは債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間、3年間または平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
8. 貸与引当金は、職員への貸与の支払に備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払に備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数値計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | 数値計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 |
|--|--|
| (1) 令和7年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳 | |
| 退職給付債務 | 1,744百万円 |
| 未認識数値計算上の差異 | 261百万円 |
| 退職給付引当金 | 2,006百万円 |
| (2) 令和6年度の退職給付費用の内訳 | |
| 勤務費用 | 103百万円 |
| 利息費用 | 5百万円 |
| 数値計算上の差異の処理額 | 11百万円 |
| 厚生年金基金掛金等 | 192百万円 |
| (3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 | |
| 割引率 | 1.7% |
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 期間定額基準 |
| また、当金庫は複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。 | |
| なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。 | |
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △21,384百万円 |
| (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 | △(令和6年3月分) 0.4690% |
| (3) 補足説明 | |
| 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等償却であります。 | |
| 11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 | |
| 12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。 | |
| 13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。 | |
| 14. 顧客との契約から生じる収益について、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 | |
| 15. 有形固定資産に係る除却対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。 | |
| 16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 | |
| 貸倒引当金 | 13,854百万円 |
| 貸倒引当金は、重要な会計方針として7.に記載のとおりで、債務者区分に応じて算出しております。 | |
| 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 | |
| なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 | |

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	18百万円
18. 子会社等の株式総額	27百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額	405百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額	9,773百万円
21. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,698百万円
危険債権額	8,302百万円
三月以上延滞債権額	4百万円
貸出条件緩和債権額	1,668百万円
合計額	18,673百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は498百万円です。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	516百万円
担保資産に対応する債務	
預金	70百万円
上記のほか、為替決済、当座借越及び果収納事務の担保として、預け金25,002百万円、その他の資産（保証金）24百万円を差し入れております。	

また、この他にその他の資産に含まれる保証金は930百万円です。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の債務保証の額は2,010百万円です。

25. 出資1口当たりの純資産額 40,814円10銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格や為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体等々の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価変動の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会及び常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、発行体の業況や市場環境動向などを収集、把握しております。

これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じたとき想定した場合の対象となる金融商品の時価は、15,840百万円減少するものと把握しております。

また、当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量は、全体で13,281百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスト
ィングを実施しており、計測手法としてのVaRの有効性を検証しております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での
市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況
下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫ではVaRで計測したリスク量に対して、バックテストィングの結果
を踏まえた調整を行い、市場環境変化に即したリスク量把握に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場
環境を考慮した長短の調達/ラランスの調整などによって、流動性リスクを管理してい
ます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金
額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりで
あります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない
株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	8,129	8,129	－
(2) 預け金	109,476	109,126	△350
(3) 有価証券 その他有価証券	318,870	318,870	－
(4) 貸出金（＊1） 貸倒引当金（＊2）	267,587 △13,688		
	253,899	253,755	△144
金融資産 計	690,375	689,881	△494
(1) 預金積金	612,859	612,159	△700
金融負債 計	612,859	612,159	△700

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載
しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価
額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごと
に、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定し
ております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によ
っております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、
発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載し
ております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸
倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載し
ております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積
りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金
控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合
計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなし
ております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッ
シュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け
入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（3カ月以内）のもの
は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融
商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	27
非上場株式（＊1）	35
組合出資金（＊2）	994
合 計	1,056

（＊1）子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基
づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計
基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象と
はしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（＊1）	71,476	38,000	－	－
有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	38,138	82,497	72,884	54,633
貸出金（＊2）	50,099	82,123	58,614	64,456
合 計	159,713	202,620	131,498	119,089

（＊1）預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

（＊2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額
が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	483,249	129,610	－	－
合 計	483,249	129,610	－	－

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。（貸借対照表中の
「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。）

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	17,557	7,209	10,347
	債 券	91,019	89,145	1,874
	国 債	62,137	60,571	1,566
	地方債	4,892	4,822	69
	社 債	23,989	23,751	238
	その他	61,975	46,505	15,470
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	小 計	170,552	142,861	27,691
	株 式	771	858	△86
	債 券	118,953	126,006	△7,052
	国 債	50,719	55,095	△4,375
	地方債	2,940	3,100	△159
	社 債	65,292	67,810	△2,517
	その他	29,873	30,763	△889
	小 計	149,598	157,628	△8,029
	合 計	320,151	300,489	19,661

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	196	63	－
債 券	47,310	1,327	2,608
国 債	47,067	1,326	2,550
地方債	－	－	－
社 債	243	1	58
その他	－	－	－
合 計	47,507	1,391	2,608

30. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が
取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認めら
れないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当
事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は50百万円（うち、株式24百万円、社債25百万円）であ
ります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

① 時価が50%以上下落した銘柄については、減損処理を行うこととしております。

② 時価が30%以上50%未滿下落した銘柄については、当事業年度末及び前事業年度末
の時価や発行会社の信用リスク等を判断基準として時価の回復可能性を判定し、減損処
理を行うこととしております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出
を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を
貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,201百万
円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが19,891百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残
高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません
。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるとき
は、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる
旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の
担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧
客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであ
ります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,652百万円
退職給付引当金	561百万円
減価償却超過額	273百万円
その他	285百万円
繰延税金資産小計	4,772百万円
評価性引当額	△3,519百万円
繰延税金資産合計	1,253百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,308百万円
繰延税金負債合計	5,308百万円
繰延税金負債の純額	4,054百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産
等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契
約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	19百万円
契約負債	2百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 4,148 千円

子会社との取引による費用総額 57,536 千円

3. 出資1口当たり当期純利益金額 1,086円24銭

4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との
契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧
客との契約から生じる収益は698,997千円であります。

5. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益は、主として役務取引等収益であります。役務取引等収益は、
役務提供の対価として収受する収益であり、送金や代金取立等の内国為替業務等に係る「受
入為替手数料」、投資信託や保険の販売代理業務、貸金庫業務等に係る「その他の役務取引
等収益」があります。これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足される
ため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫等に係る固定利用料等のサー
ビス期間に対応して生じる収益については、利用期間に按分しております。なお、履行義務
が1年超になる取引はありません。

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	第97期 令和2年度	第98期 令和3年度	第99期 令和4年度	第100期 令和5年度	第101期 令和6年度
経 常 収 益	9,861,457千円	9,845,850千円	9,368,464千円	10,288,505千円	12,504,171千円
経 常 利 益	1,950,729千円	3,207,606千円	3,048,546千円	3,321,151千円	3,019,942千円
当 期 純 利 益	1,764,706千円	2,223,258千円	2,066,455千円	2,167,518千円	2,194,873千円
出 資 総 額	1,059百万円	1,048百万円	1,038百万円	1,017百万円	1,001百万円
出 資 総 口 数	2,118千口	2,097千口	2,077千口	2,034千口	2,002千口
純 資 産 額	82,909百万円	82,693百万円	80,731百万円	89,290百万円	81,742百万円
総 資 産 額	721,225百万円	733,724百万円	700,123百万円	710,424百万円	704,962百万円
預 金 積 金 残 高	582,406百万円	595,250百万円	603,585百万円	607,232百万円	612,859百万円
貸 出 金 残 高	257,606百万円	260,733百万円	263,406百万円	265,208百万円	267,587百万円
有 価 証 券 残 高	314,418百万円	316,354百万円	316,207百万円	340,361百万円	319,926百万円
単 体 自 己 資 本 比 率	18.26%	18.92%	20.17%	20.83%	20.96%
出 資 1 口 当 たり 配 当 金	10円	10円	10円	10円	10円
役 員 数	15人	16人	16人	16人	16人
うち 常 勤 役 員 数	7人	8人	8人	8人	8人
職 員 数	378人	360人	347人	335人	342人
会 員 数	27,424人	27,323人	27,154人	26,229人	25,942人

●主要な業務の状況を示す指標

〈業務粗利益・業務純益等〉 (単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 支	9,303,472	9,859,488
資金運用収益	9,409,158	10,276,333
資金調達費用	105,685	416,845
役 務 取 引 等 収 支	134,543	156,285
役務取引等収益	712,627	741,374
役務取引等費用	578,083	585,088
その他の業務収支	△ 508,328	△ 1,658,730
その他業務収益	72,799	1,378,705
その他業務費用	581,128	3,037,436
業 務 粗 利 益	8,929,687	8,357,042
業 務 粗 利 益 率	1.29%	1.21%
業 務 純 益	4,170,794	3,302,266
実 質 業 務 純 益	3,982,482	3,331,743
コ ア 業 務 純 益	4,552,623	5,029,542
// (除く投資信託解約損益)	4,025,736	4,623,250

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

〈資金運用収支の内訳〉

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 勘 定	687,282	690,528	9,409,158	10,276,333	1.36	1.48
うち 貸 出 金	263,369	263,177	3,218,376	3,257,325	1.22	1.23
うち 預 け 金	118,078	108,763	106,670	216,836	0.09	0.19
うち 有 価 証 券	302,162	314,402	6,014,669	6,729,705	1.99	2.14
資 金 調 達 勘 定	622,529	624,114	105,685	416,845	0.01	0.06
うち 預 金 積 金	621,231	623,817	104,109	415,362	0.01	0.06
うち 借 用 金	983	—	—	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度507百万円、令和6年度498百万円）を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

〈受取・支払利息の増減〉

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	260,453	613,301	873,754	245,321	621,852	867,174
うち 貸 出 金	47,036	△ 69,498	△ 22,461	△ 2,342	41,291	38,949
うち 預 け 金	△ 29,241	17,393	△ 11,847	△ 7,705	117,870	110,165
うち 有 価 証 券	245,115	666,065	911,181	250,063	464,972	715,036
支 払 利 息	1,442	△ 21,262	△ 19,820	345	310,814	311,159
うち 預 金 積 金	1,538	△ 21,267	△ 19,728	435	310,818	311,253
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

〈利鞘〉

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回	1.36	1.48
資 金 調 達 原 価 率	0.81	0.87
総 資 金 利 鞘	0.55	0.61

〈利益率〉

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.48	0.43
総資産当期純利益率	0.31	0.31

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝

$$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

●預金に関する指標

〈預金積金及び譲渡性預金平均残高〉

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	262,103	268,689
うち有利息預金	226,628	233,469
定期性預金	357,602	353,426
うち固定金利定期預金	337,778	335,323
うち変動金利定期預金	80	66
その他の預金	1,525	1,701
合計	621,231	623,817
譲渡性預金	—	—
総計	621,231	623,817

〈定期預金残高〉

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	334,955	333,274
固定金利定期預金	334,883	333,204
変動金利定期預金	72	70
その他の他	—	—

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他の預金＝別段預金＋納税準備預金＋非居住者円預金

〈預金科目別残高及び構成比〉

(単位：百万円、％)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	16,439	2.7	15,146	2.4
普通預金	230,851	38.0	238,124	38.8
貯蓄預金	2,069	0.3	1,989	0.3
通知預金	1,672	0.2	1,992	0.3
定期預金	334,955	55.1	333,274	54.3
定期積金	18,621	3.0	17,774	2.9
その他の預金	2,621	0.4	4,556	0.7
合計	607,232	100.0	612,859	100.0

〈預金者別預金残高及び構成比〉

(単位：百万円、％)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	474,147	78.0	477,896	77.9
一般法人	107,065	17.6	107,234	17.4
金融機関	277	0.0	323	0.0
公金	25,741	4.2	27,405	4.4
合計	607,232	100.0	612,859	100.0

〈預貸率〉

(単位：％)

		令和5年度	令和6年度
預貸率	期末	43.67	43.66
	期中平均	42.39	42.18

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

●役職員一人当たりの実績

	令和5年度	令和6年度
預金残高	1,770百万円	1,751百万円
貸出金残高	773百万円	764百万円
経常利益	9,682千円	8,628千円
当期純利益	6,319千円	6,271千円

- (注) 1. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。
 2. 役職員数は期末人数にて計算しております。

●貸出金等に関する指標

〈手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高〉

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	14,931	15,020
証書貸付	238,276	237,602
当座貸越	9,354	9,823
割引手形	806	730
合計	263,369	263,177

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高〉

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	265,208	267,587
固定金利	177,906	173,627
変動金利	87,301	93,960

〈担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額〉

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	2,295	2,143
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	11,960	13,213
その他	14	—
計	14,270	15,356
信用保証協会・信用保険	89,890	94,547
保証証	24,340	23,591
信用	136,707	134,091
合計	265,208	267,587

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	793	786
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	287	269
その他	—	—
計	1,081	1,055
信用保証協会・信用保険	—	—
保証証	1	1
信用	1,309	1,168
合計	2,392	2,225

〈使途別の貸出金残高〉

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	127,521	48.08	126,848	47.40
設備資金	137,687	51.92	140,739	52.60
合計	265,208	100.00	267,587	100.00

〈消費者ローン・住宅ローンの残高〉

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
消費者ローン	20,930	21,416
住宅ローン	71,064	73,339
合計	91,994	94,756

〈業種別貸出金残高〉

(単位：先、百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	378	34,752	13.10	372	33,850	12.65
農業・林業	90	621	0.23	85	565	0.21
漁業	5	29	0.01	6	31	0.01
鉱業・採石業・砂利採取業	7	271	0.10	7	204	0.07
建設業	554	14,700	5.54	550	14,749	5.51
電気・ガス・熱供給・水道業	47	3,041	1.14	47	2,633	0.98
情報通信業	9	749	0.28	12	686	0.25
運輸業・郵便業	52	3,999	1.50	56	4,155	1.55
卸売業・小売業	417	18,687	7.04	404	17,992	6.72
金融業・保険業	14	11,539	4.35	11	13,028	4.86
不動産業	280	20,998	7.91	283	20,485	7.65
物品賃貸業	6	1,184	0.44	8	1,125	0.42
学術研究・専門・技術サービス業	62	1,235	0.46	60	1,651	0.61
宿泊業	40	9,849	3.71	40	9,810	3.66
飲食業	256	2,871	1.08	259	2,742	1.02
生活関連サービス業・娯楽業	135	6,471	2.43	130	5,816	2.17
教育・学習支援業	15	178	0.06	17	189	0.07
医療・福祉	119	8,441	3.18	117	10,572	3.95
その他サービス業	196	5,540	2.08	202	6,501	2.42
小計	2,682	145,164	54.73	2,666	146,792	54.85
地方公共団体	14	24,159	9.10	15	22,290	8.33
個人	14,903	95,884	36.15	14,799	98,504	36.81
合計	17,599	265,208	100.00	17,480	267,587	100.00

(注) 1. 当座貸越を含んでおります。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	7,661	7,661	2,439	5,221	100.00%	100.00%
	令和6年度	8,698	8,698	3,125	5,573	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年度	9,043	7,818	4,725	3,093	86.45%	71.63%
	令和6年度	8,302	7,329	4,397	2,932	88.28%	75.09%
要管理債権	令和5年度	1,322	772	520	252	58.37%	31.40%
	令和6年度	1,672	945	622	322	56.51%	30.70%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	4	3	3	0	91.71%	69.93%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	1,322	772	520	252	58.37%	31.40%
	令和6年度	1,668	941	619	321	56.42%	30.65%
小 計 (A)	令和5年度	18,027	16,252	7,684	8,567	90.15%	82.83%
	令和6年度	18,673	16,973	8,145	8,827	90.89%	83.85%
総与信に占める割合 (不良債権比率)	令和5年度	6.68%					
	令和6年度	6.86%					
正 常 債 権 (B)	令和5年度	251,665					
	令和6年度	253,283					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和5年度	269,693					
	令和6年度	271,957					

部分直接償却…実施しておりません。
【総与信残高】＝貸出金＋債務保証見返＋未収利息＋貸付関連仮払金＋私募債

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めた行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 - 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。

●貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和5年度	5,508	5,319	—	5,508	5,319
	令和6年度	5,319	5,349	—	5,319	5,349
個 別 貸 倒 引 当 金	令和5年度	8,609	8,315	1,160	7,448	8,315
	令和6年度	8,315	8,505	10	8,304	8,505

(注) 計上及び算定方法は貸借対照表に関する注記に記載しております。

●貸出金償却の額

(単位：千円)

令和5年度	—
令和6年度	—

●有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別平均残高〉

該当ありません。

〈有価証券の種類別残存期間別残高〉

令和5年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	9,462	20,322	23,634	46,210	38,990	－	138,620
地 方 債	333	2,532	406	926	3,498	－	－	7,697
社 債	8,692	17,817	6,413	3,429	9,605	27,594	7,680	81,232
株 式	－	－	－	－	－	－	18,815	18,815
外 国 証 券	1,003	10,314	7,465	5,472	8,459	5,031	－	37,747
そ の 他 証 券	1,475	5,574	3,930	247	3,199	10,056	31,762	56,246
合 計	11,505	45,701	38,538	33,710	70,972	81,673	58,258	340,361

令和6年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	18,498	6,734	27,722	10,646	49,255	－	112,857
地 方 債	159	2,621	195	2,828	2,027	－	－	7,832
社 債	14,665	12,461	27,111	11,616	9,448	5,377	8,602	89,282
株 式	－	－	－	－	－	－	18,391	18,391
外 国 証 券	6,425	9,258	5,041	4,507	9,370	3,578	－	38,181
そ の 他 証 券	608	3,055	4,562	467	2,619	9,700	32,366	53,381
合 計	21,858	45,895	43,645	47,141	34,112	67,912	59,360	319,926

〈有価証券の種類別残高〉

(単位：百万円)

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和6年3月末	令和7年3月末	令和5年度	令和6年度
国 債	138,620	112,857	124,895	138,539
地 方 債	7,697	7,832	7,383	7,678
社 債	81,232	89,282	86,483	82,471
株 式	18,815	18,391	7,869	7,823
外 国 証 券	37,747	38,181	35,630	37,226
そ の 他 証 券	56,246	53,381	39,900	40,662
合 計	340,361	319,926	302,162	314,402

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〈預証率〉

(単位：％)

	令和5年度	令和6年度
期 末 預 証 率	56.05	52.20
期中平均預証率	48.63	50.39

【預証率】

預金量（譲渡性預金を含む）に対する有価証券の保有割合（有価証券保有額÷預金量×100）を示すもの。
集めた預金をどの程度有価証券で運用しているかを示しております。

〈取得価額又は契約価額、時価及び評価損益〉

●売買目的有価証券、満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「2.市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載しております。

1.その他有価証券

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	18,181	7,112	11,068	17,557	7,209	10,347
	債 券	152,825	144,874	7,950	91,019	89,145	1,874
	国 債	105,086	98,230	6,855	62,137	60,571	1,566
	地方債	5,619	5,361	257	4,892	4,822	69
	社 債	42,119	41,281	837	23,989	23,751	238
	そ の 他	80,198	62,041	18,157	61,975	46,505	15,470
	小 計	251,205	214,028	37,176	170,552	142,861	27,691
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	572	609	△ 37	771	858	△ 86
	債 券	74,725	78,271	△ 3,545	118,953	126,006	△ 7,052
	国 債	33,534	35,715	△ 2,181	50,719	55,095	△ 4,375
	地方債	2,078	2,120	△ 41	2,940	3,100	△ 159
	社 債	39,113	40,436	△ 1,322	65,292	67,810	△ 2,517
	そ の 他	14,464	15,096	△ 631	29,873	30,763	△ 889
	小 計	89,762	93,977	△ 4,215	149,598	157,628	△ 8,029
合 計		340,967	308,006	32,961	320,151	300,489	19,661

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 貸借対照表中の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

2.市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社	27	27
非 上 場 株 式	35	35
組 合 出 資 金	396	994
合 計	459	1,056

〈金銭の信託〉

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

〈デリバティブ取引〉

●金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

●役職員の報酬体系の情報開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として退職慰労金の決定方法を規程で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	182

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」123百万円、「賞与」22百万円、「退職慰労金」36百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

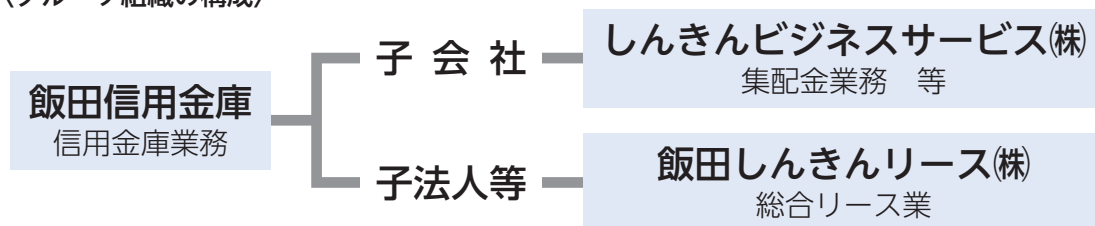
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

決算状況（連結）

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社、子法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に集配金業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。

〈グループ組織の構成〉



〈子会社等に関する状況〉

名 称	しんきんビジネスサービス(株)	飯田しんきんリース(株)
住 所	飯田市錦町一丁目4番地	飯田市本町一丁目2番地
資 本 金	2,000万円	2,000万円
事 業 の 内 容	集配金業務 等	総合リース業
設 立 年 月 日	平成2年4月4日	平成9年4月1日
当金庫の議決権比率	100%	35%
子会社等の議決権比率	0%	0%

〈重要性の原則の適用について〉

当金庫では、子会社等は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していませんが、連結自己資本比率についてはその内容を開示しております。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

下記算式において、当金庫と子会社等との間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しております。

$$\text{資 産 基 準} = \frac{\text{子会社等の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{1,662\text{百万円}}{705,809\text{百万円}} \times 100 = 0.23\%$$

$$\text{経 常 収 益 基 準} = \frac{\text{子会社等の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{120\text{百万円}}{12,423\text{百万円}} \times 100 = 0.96\%$$

$$\text{利 益 基 準} = \frac{\text{子会社等の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{3\text{百万円}}{2,194\text{百万円}} \times 100 = 0.17\%$$

$$\text{利益剰余金基準} = \frac{\text{子会社等の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{151\text{百万円}}{66,387\text{百万円}} \times 100 = 0.22\%$$

決算状況（自己資本の充実の状況）

■自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項

〈単体・連結での自己資本比率に関する事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本総額は令和7年3月末現在713億21百万円となっており、主な内訳は会員のみなさまからの出資金10億1百万円、過去の利益を積み立ててきた特別積立金645億0百万円と利益準備金11億16百万円及び一般貸倒引当金40億50百万円などです。

詳しくは、本誌資料編19ページに記載しております「自己資本の構成に関する開示事項」をご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和7年3月末現在の自己資本比率は、国内基準である4%の5倍以上となる20.96%となりました。自己資本総額の90%以上が過去の利益を積み立てた特別積立金等であり、負債性の資本調達手段等が無いことから、極めて健全な内容と考えております。今後の自己資本充実に向けた方針としては、引き続き毎年の利益を確実に積み立てることに取り組みたいと考えており、当金庫の伝統である堅実経営、狭域高密度経営を堅持してまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、当金庫の貸出先や当金庫が購入した債券や株式（以下「有価証券」といいます）を発行した企業の財務内容が悪化し、貸出金や有価証券の元本や利息の回収が困難になることによって損失を被る危険をいいます。

当金庫では、貸出金や有価証券の信用リスクを適切に把握・管理することにより、適切な収益を安定的に確保できる資産構成を構築することを基本方針としていますが、社会的責任として地域経済を支えるという経営方針を実現するため、貸出金については地域のために必要なリスクを負担できるだけの自己資本を確保することにも取り組んでおります。

貸出金の信用リスク管理手続きとしては、新規のご融資に際して融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などのチェックを行い、必要に応じて担保差し入れなどを条件とさせていただいており、一定金額以上の大口ご融資先については定期的に現況報告会を開催しております。また、将来の損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づいて引当金を計上しており、急激な環境変化によって万一地域経済が大きなダメージを受けた場合でも、損失額が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

有価証券の信用リスク管理手続きとしては、格付機関による格付けを参考にリスクと利回りのバランスから購入、売却の判断を行っています。一般的に、債券の信用リスクは債券の価格（利回り）に反映されることから、保有する有価証券の時価が簿価を一定の比率で下回った場合に損失処理を行うことを規程化するとともに、損失処理基準に抵触しない有価証券の含み損の合計が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（「リスク・アセット」といいます）を計算するために、貸出金や有価証券の種類などに応じて法令で定められた掛け目をいいます。

当金庫では、法令で定められた適格格付機関（日本格付研究所、日本格付投資情報センター、スタンダード＆プアーズ、ムーディーズ）のうち依頼格付と呼ばれる評価を取得している有価証券等については、法令に基づき高い方から2番目の格付（1社のみの場合は当該格付）によるリスク・ウェイトを適用することとしております。なお、有価証券のうち事業債及び外国証券については、以下の通り適格格付機関を採用しております。

- ①国内債券・・・日本格付研究所（JCR）、日本格付投資情報センター（R&I）のうち低位の格付を採用する。
- ②外国債券・・・スタンダード＆プアーズ（S&P）、ムーディーズのうち低位の格付を採用する。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの管理では、例えば貸出金であれば、融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などを確認して可否判断を行うことを基本としていますが、貸出先の財務内容が悪化して元本や利息の回収が困難になる可能性についても勘案し、必要に応じて預金や有価証券などの金融資産を担保としたり信用保証協会などの保証をつけていただいております、これらを信用リスク削減手法といいます。

リスク・アセットについては、法令に基づいてこのリスク削減手法を勘案した残高を使用することができまので、当金庫では、リスク・アセットの計算において次の手法を信用リスク削減手法として採用し、それぞれの手法に応じて計算手順などを定めております。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の預金を担保としている貸出金について、担保額を貸出金残高から差し引くこととしており、当該担保額が信用リスク削減額となります。

(2) 貸出金と預金との見なし相殺

貸出金の担保としていない貸出先名義の預金のうち、法令に定められた条件に適合するものについて、預金残高の一定割合を貸出金残高から差し引くこととしております。この計算手続きを見なし相殺といい、貸出金から差し引いた額が信用リスク削減額となります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等については、保証された部分について当該保証人のリスク・ウェイトを適用できることから、保証がないと仮定して計算したリスク・アセットと当該保証人のリスク・ウェイトを適用して計算したリスク・アセットとの差額が信用リスク削減額となります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、証券化エクスポージャーの保有も行っておりません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVA相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

当金庫は、CVAリスク相当額の算出に使用する手法として「簡便法」を採用しております。算出対象は適格中央清算機関等（告示第270条の2第2項各号に掲げるもの）以外のものを取引相手方とする派生商品取引であります。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、主に派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等により影響を受けます。当金庫では、半期ごとの自己資本比率の算定において、CVAリスクを算出しその変化を確認しております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫が業務を行うための規程や取扱要領などを含めた内部管理体制が不十分であったり、地震、風水害などの自然災害や火災、事故などが原因で発生する損失をいい、非常に広範囲にわたります。

このため当金庫では、お客さまとの取引への影響が非常に大きくなる可能性があると考えられる事務処理手続き、コンピュータシステム、大規模災害、犯罪被害、火災被害、情報資産管理、流動性管理を中心に、それぞれについての規程や取扱要領を作成し、お客さまが安心して当金庫とお取引いただけるような体制を整えることを基本方針としております。このうち事務処理手続きやコンピュータシステムについては、内部監査や外部監査によってシステムの運用で規程に反した取り扱いが行われないよう管理しております。また、コンピュータシステムに万一障害が発生した場合や、自然災害や火災などの事故が発生した場合に備えての対応手順を定めており、可能な範囲で訓練を実施することによって被害を最小限にとどめるように努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり「標準的計測手法」を使用しております。「標準的計測手法」では、オペレーショナル・リスク相当額を事業規模要素（BIC）に内部損失乗数（ILM）を乗じて算出します。また、BICの額は、事業規模指標（BI）にBIの額に応じた掛目（12%、15%、18%）を乗じて算出します。

(3) BIの算出方法

以下のILDC、SC、FCの合計額がBIとなります。

構成要素	対象	算出方法
ILDC (金利等区分)	資金運用収益	①資金運用収益－資金調達費用の絶対値の直近3年平均
	資金調達費用	②金利収益資産の直近3年平均×2.25%
	金利収益資産	③受取配当金の直近3年平均
	受取配当金	上記①、②のいずれか小さい値＋③
SC (サービス区分)	役務取引等利益	④役務取引等収益の直近3年平均、役務取引等費用の直近3年平均のいずれか大きい値
	その他業務利益	⑤その他業務収益の直近3年平均、その他業務費用の直近3年平均のいずれか大きい値
		上記④＋⑤
FC (金融取引等区分)	特定取引勘定	⑥商品有価証券ネット損益の絶対値の直近3年平均
	特定取引勘定以外	⑦その他の銀行勘定ネット損益の絶対値の直近3年平均
		上記⑥＋⑦

(4) ILMの算出方法

ILMの値は「1」を使用しております。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(6) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

除外した特殊損失はありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、株式や投資信託等への投資につきまして、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行い、適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等については、評価額を日々把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。市場価格の変動によって生じる価格変動リスクは、ALM委員会で管理するとともに、定期的に常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利の影響を受けるものについて、金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、金利リスクについて定期的に評価・計測を行い、ALM委員会で管理するとともに、必要に応じて常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

金利リスク計測の頻度は、四半期末日を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（注1）及びΔNII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年

③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算し、通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提

割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEは、運用勘定残高の減少を主因として令和6年3月末比3,338百万円減少し、15,840百万円となりました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

十分な自己資本の余裕を確保していると考えており、ΔEVEは特段問題のない水準であると認識しております。

〈連結自己資本比率に関する追加事項〉

1. 連結の範囲

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点

当金庫が100%を出資する子会社である「しんきんビジネスサービス株式会社」及び35%を出資する「飯田しんきんリース株式会社」を連結自己資本比率算出の対象としております。なお、規則に基づく連結貸借対照表等の財務諸表における連結の範囲に含まれる会社は上記以外該当ありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編16ページに記載しております。

(3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編16ページに記載しております。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称及び主要な業務の内容

本誌資料編16ページに記載しております。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に関する制限は、規程等による定めを行っておりません。

■自己資本の構成に関する開示事項

〈単体〉

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	65,208	67,369
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,017	1,001
うち、利益剰余金の額	64,213	66,387
うち、外部流出予定額（△）	20	19
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,914	4,050
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,914	4,050
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	69,123	71,420
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	145	98
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	145	98
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	145	98
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	68,977	71,321
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	313,177	324,061
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 12,478	△ 12,465
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,931	16,053
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	331,108	340,114
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.83%	20.96%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	65,355	67,519
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,027	1,011
うち、利益剰余金の額	64,349	66,527
うち、外部流出予定額（△）	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	47	49
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,934	4,071
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,934	4,071
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	69,337	71,640
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	145	98
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	145	98
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	145	98
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	69,191	71,541
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	314,721	325,681
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 12,478	△ 12,465
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	18,098	16,191
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	332,820	341,872
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.78%	20.92%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	313,177	12,527	324,061	12,962
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	289,647	11,585	301,572	12,062
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	429	17	62	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	43,468	1,738	44,974	1,798
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,399	95
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	106,611	4,264	70,457	2,818
中小企業等向け及び個人向け	29,698	1,187		
中堅中小企業等向け及び個人向け			18,764	750
トランザクター向け			532	21
抵当権付住宅ローン	3,412	136		
不動産取得等事業向け	12,046	481		
不動産関連向け			35,819	1,432
自己居住用不動産等向け			25,168	1,006
賃貸用不動産向け			8,045	321
事業用不動産関連向け			2,604	104
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			18,446	737
三月以上延滞等	13	0		
延滞等向け			13,577	543
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			559	22
取立未済手形	22	0	11	0
信用保証協会等による保証付	3,176	127	3,131	125
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	9,863	394		
出資等のエクスポージャー	9,863	394		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			10,803	432
上記以外	80,804	3,232	84,866	3,394
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	69,038	2,761	74,975	2,999
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,115	124	3,115	124
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	8,650	346	6,775	271

(単位：百万円)

			令和5年度		令和6年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	証券化		—	—	—	—
	STC要件適用分	STC要件適用分	—	—	—	—
		非STC要件適用分	—	—		
		短期STC要件適用分			—	—
		不良債権証券化適用分			—	—
		STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化		—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		36,008	1,440	34,954	1,398
	ルック・スルー方式		36,008	1,440	34,954	1,398
	マンドート方式		—	—	—	—
	蓋然性方式（250％）		—	—	—	—
	蓋然性方式（400％）		—	—	—	—
	フォールバック方式（1250％）		—	—	—	—
④未決済取引				—	—	
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		△ 12,478	△ 499	△ 12,465	△ 498	
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）		—	—	—	—	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			17,931	717	16,053	642
BI					10,702	
BIC					1,284	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）			331,108	13,244	340,114	13,604

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

〈連結〉

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計		314,721	12,588	325,681	13,027
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		291,191	11,647	303,192	12,127
現金		—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		99	3	99	3
地方三公社向け		429	17	62	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		43,468	1,738	44,974	1,798
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				2,399	95
カバード・ボンド向け				—	—
法人等向け		106,611	4,264	70,457	2,818
中小企業等向け及び個人向け		29,698	1,187		
中堅中小企業等向け及び個人向け				18,764	750
トランザクター向け				532	21
抵当権付住宅ローン		3,412	136		
不動産取得等事業向け		12,046	481		
不動産関連向け				35,819	1,432
自己居住用不動産等向け				25,168	1,006
賃貸用不動産向け				8,045	321
事業用不動産関連向け				2,604	104
その他不動産関連向け				—	—
ADC向け				—	—
劣後債権及びその他資本性証券等				18,446	737
三月以上延滞等		13	0		
延滞等向け				13,577	543
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				559	22
取立未済手形		22	0	11	0
信用保証協会等による保証付		3,176	127	3,131	125
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—
出資等		9,836	393		
出資等のエクスポージャー		9,836	393		
重要な出資のエクスポージャー		—	—		
株式等				10,776	431
上記以外		82,375	3,295	86,513	3,460
重要な出資のエクスポージャー				—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		69,038	2,761	74,975	2,999
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		3,115	124	3,115	124
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー		—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー				—	—
上記以外のエクスポージャー		10,221	408	8,422	336

(単位：百万円)

			令和5年度		令和6年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
	証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
		非STC要件適用分	—	—		
		短期STC要件適用分			—	—
		不良債権証券化適用分			—	—
		STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化		—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		36,008	1,440	34,954	1,398
	リスク・スルー方式		36,008	1,440	34,954	1,398
	マンドート方式		—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）		—	—	—	—
	蓋然性方式（400%）		—	—	—	—
	フォールバック方式（1250%）		—	—	—	—
	④未決済取引				—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		△ 12,478	△ 499	△ 12,465	△ 498
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）		—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			18,098	723	16,191	647
BI				10,794		
BIC				1,295		
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ+ロ）			332,820	13,312	341,872	13,674

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4％

●その他金融機関等（注）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

（注） 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。
該当ありません。

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉 (単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	504,877	497,073	267,727	277,323	237,150	219,750	－	－	250	23,322
国 外	28,148	28,403	－	－	28,148	28,403	－	－	－	－
地 域 別 合 計	533,026	525,477	267,727	277,323	265,298	248,154	－	－	250	23,322
製 造 業	54,719	59,103	35,124	34,447	19,594	24,655	－	－	－	8,531
農 業 ・ 林 業	834	830	834	830	－	－	－	－	－	92
漁 業	33	37	33	37	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	271	204	271	204	－	－	－	－	－	3
建 設 業	18,096	20,482	17,483	18,086	612	2,395	－	－	－	1,804
電気・ガス・熱供給・水道業	10,489	9,088	3,129	2,737	7,359	6,350	－	－	－	－
情 報 通 信 業	5,315	6,284	754	693	4,560	5,591	－	－	－	16
運 輸 業 ・ 郵 便 業	10,901	10,553	4,140	4,313	6,761	6,240	－	－	－	852
卸売業・小売業	27,714	26,692	19,556	19,294	8,158	7,398	－	－	199	2,413
金融業・保険業	59,118	64,778	11,595	13,118	47,523	51,659	－	－	－	－
不 動 産 業	35,086	34,175	21,843	21,398	13,242	12,777	－	－	0	1,223
物 品 賃 貸 業	1,192	1,131	1,192	1,131	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	1,595	1,963	1,496	1,866	98	97	－	－	－	26
宿 泊 業	10,351	10,319	9,855	9,821	496	497	－	－	－	3,667
飲 食 業	3,434	3,318	3,434	3,318	－	－	－	－	－	755
生活関連サービス業・娯楽業	6,909	6,339	6,909	6,339	－	－	－	－	－	1,793
教育・学習支援業	196	208	196	208	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉	9,469	11,598	9,469	11,598	－	－	－	－	－	684
その他サービス業	6,785	8,221	6,333	7,447	452	774	－	－	－	131
国・地方公共団体等	180,602	152,015	24,163	22,299	156,438	129,715	－	－	－	－
個 人	89,910	98,129	89,910	98,129	－	－	－	－	50	1,324
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計	533,026	525,477	267,727	277,323	265,298	248,154	－	－	250	23,322
1年以下	48,167	63,642	38,137	42,391	10,029	21,250	－	－		
1年超3年以下	61,425	64,547	21,298	21,707	40,127	42,840	－	－		
3年超5年以下	63,253	65,941	28,645	26,858	34,608	39,083	－	－		
5年超7年以下	64,364	79,681	30,901	33,006	33,463	46,674	－	－		
7年超10年以下	104,597	65,842	36,824	34,350	67,773	31,492	－	－		
10年超	182,518	172,117	110,902	113,905	71,616	58,211	－	－		
期間の定めのないもの	8,697	13,703	1,017	5,101	7,680	8,602	－	－		
残 存 期 間 別 合 計	533,026	525,477	267,727	277,323	265,298	248,154	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
5. 貸出金、オフ・バランス取引、三月以上延滞エクスポージャーは国内取引のみとなっております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌資料編12ページに記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
令和5年度

(単位：百万円)

業 種 名	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製 造 業	1,526	1,597	394	1,131	1,597	—
農 業 ・ 林 業	9	6	3	6	6	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	967	1,062	—	967	1,062	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1	1	—	1	1	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	269	264	6	262	264	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,784	1,202	502	1,282	1,202	—
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	846	750	244	601	750	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	2,542	2,717	—	2,542	2,717	—
飲 食 業	168	176	—	168	176	—
生活関連サービス業・娯楽業	98	96	—	98	96	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	13	78	—	13	78	—
そ の 他 サ ー ビ ス 業	25	25	—	25	25	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—
個 人	354	334	8	346	334	—
業 種 別 合 計	8,609	8,315	1,160	7,448	8,315	—

令和6年度

(単位：百万円)

業 種 名	個 別 貸 倒 引 当 金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製 造 業	1,597	1,641	3	1,593	1,641	—
農 業 ・ 林 業	6	5	—	6	5	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,062	1,042	—	1,062	1,042	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1	1	—	1	1	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	264	235	—	264	235	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,202	1,281	—	1,202	1,281	—
金 融 業 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	750	829	—	750	829	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	1	—	—	1	—
宿 泊 業	2,717	2,727	—	2,717	2,727	—
飲 食 業	176	195	—	176	195	—
生活関連サービス業・娯楽業	96	115	—	96	115	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	78	80	—	78	80	—
そ の 他 サ ー ビ ス 業	25	25	—	25	25	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—
個 人	334	321	7	327	321	—
業 種 別 合 計	8,315	8,505	10	8,304	8,505	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	8,129	－	8,129	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	163,535	－	163,535	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	877	－	877	－	－	0
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	30,720	50	30,720	5	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	52	－	52	－	－	0
我が国の政府関係機関向け	2,737	－	2,737	－	99	4
地方三公社向け	1,662	－	1,662	－	62	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	107,724	－	107,724	－	44,974	42
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,273	－	3,273	－	2,399	73
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	102,790	13,425	99,153	2,326	70,457	69
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	39,126	61,700	36,637	2,222	18,764	48
トランザクター向け	－	51,117	－	1,663	532	32
不動産関連向け	82,954	－	82,078	－	35,819	44
自己居住用不動産等向け	70,558	－	69,889	－	25,168	36
賃貸用不動産向け	9,894	－	9,691	－	8,045	83
事業用不動産関連向け	2,502	－	2,497	－	2,604	104
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	18,446	－	18,446	－	18,446	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	10,414	200	10,164	15	13,577	133
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	708	－	707	－	559	79
取立未済手形	57	－	57	－	11	20
信用保証協会等による保証付	31,247	625	31,247	62	3,131	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	10,803	－	10,803	－	10,803	100
合　　計					216,706	

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	8,129	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	163,535	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	877	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	30,725	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,737	999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,662	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	64,579	—	7,794	—	—	—	1,775	—	—	11,509	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	1,800	—	—	—	273	—	—	700	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	18,232	—	—	—	—	—	—	—	—	23,817	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,663	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,663	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	3,832	2,241	7,086	—	445	1	3,679	—	923	3,738	—	371	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3,832	2,241	5,997	—	—	1	3,679	—	—	3,738	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,089	—	445	—	—	—	923	—	—	371	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	770	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	31,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	205,058	32,310	—	88,363	2,241	14,880	—	445	1	5,455	—	2,586	39,836	—	371	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,129
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	163,535
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	877
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,725
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,737
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,662
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,507	2,941	11,415	-	-	-	500	300	-	-	-	199	200	-	3,000	107,724
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500	3,273
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,600	-	23,738	-	-	32,091	-	-	-	-	0	-	-	-	101,479
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	30,816	-	-	-	-	6,380	-	-	-	-	-	-	-	-	38,859
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,663
不動産関連向け	50,644	1,014	-	-	113	-	-	5,894	2,072	-	-	18	-	-	-	82,078
自己居住用不動産等向け	50,338	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,889
賃貸用不動産向け	-	955	-	-	-	-	-	5,894	-	-	-	12	-	-	-	9,691
事業用不動産関連向け	305	-	-	-	113	-	-	-	2,072	-	-	5	-	-	-	2,497
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,446	-	-	-	18,446
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	-	-	-	-	-	-	1,370	-	-	-	-	8,038	-	-	-	10,180
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	707	-	-	-	-	-	-	-	-	707
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,310
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,803	-	-	10,803
合 計	54,152	38,372	11,415	23,738	113	-	41,050	6,194	2,072	-	-	26,702	11,003	-	3,000	609,369

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	203,514
10%	－	32,764
20%	13,018	138,359
35%	－	10,078
40%	－	10,579
50%	24,007	1,205
70%	－	14,621
75%	－	42,457
100%	9,778	118,565
120%	－	900
150%	126	3
250%	－	19,497
270%	－	2,700
合 計	46,930	595,248

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	398,057	11,620	10	398,789
40%～70%	66,665	42,489	10	67,064
75%	22,295	7,581	14	20,320
80%	11,415	－	－	11,415
85%	24,682	2,020	31	23,732
90%～100%	43,270	124,148	21	42,670
105%～130%	8,297	－	－	8,267
150%	23,601	142	13	23,404
250%	11,003	－	－	11,003
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	2,700	－	－	2,700
合 計	611,990	76,002	13	609,369

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		3,367	7,380	86,792	93,280

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等 (単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	18,753	18,753	18,328	18,328
非 上 場 株 式 等	62	62	62	62
そ の 他	4,937	4,937	5,352	5,352
合 計	23,753	23,753	23,743	23,743

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、信用中央金庫向けの普通出資・優先出資等です。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
売 却 益	56	63
売 却 損	－	－
償 却	－	24

(注) 損益計算書における損益の額を掲載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	11,328	10,378

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	－	－

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	36,008	55,157
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,840	19,178	828	937
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	13,237	14,992		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,840	19,178	828	937
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	71,321		68,977	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。